



(0) L-1 歩道中央に新設された巻き込み防止ポール
 同一路線上で巻き込み防止ポールの位置が不統一なのは障害者の障害物警戒の精神緊張ストレスを増す。



(0)-2 利用されていない民地入口の縁石切り下げ
 交差点部の歩道が車の突入方向から無防備。



(1) R 利用されていない民地入口の縁石切り下げ
 すくなくとも巻き込み防止ポールの設置必要



(1) R
 角切部分の通行障害度のほうがはるかに大きい無用ポール



(1) L
 同左 角切部分で通行障害度大きい無用ポール



(2) R

同上 角切部分の通行障害度大きい無用ポール



(1) L

参照 対面の交差点 角切り部分との不統一 = 無用性の証明



(3) R

(右端 交通標識柱)

歩行障害になっている無造作に立てられた交通標識柱

角切りのないところに立てる交通標識は、歩道端ぎりぎりまで寄せて立てることが可能なことから、監督指示体制が必要!



(4) RL

(歩道幅の違う交差点とはいえ) 交差点対面同士でポール位置の極端な統一性。非常にストレス。かつ、後から立てられた信号柱などによって、無用に通行可能部分を狭めるだけのポール放置。



(4) L

